

## 第 11 回 「広義の遠隔教育」へのまなざしと学校内外における学習機会の保障

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大は、医療界や経済界のみならず、現代社会の様々な場面に大きな影響を与えた。教育界もその例外ではなく、子どもたちの学習機会を保障するため、教育現場では日々試行錯誤が続いている。こうした非常事態下において、急遽、政策提案として持ち上がった「9月入学」は、すでに日本教育学会「9月入学・始業制」問題特別検討委員会による提言<sup>(1)</sup>や、荻谷剛彦氏（オックスフォード大学）らの研究グループによる報告書<sup>(2)</sup>で詳しく指摘されたように、拙速な導入を避け、中・長期的に議論を重ねる必要のある課題であろう。それでは、子どもたちの学習機会を保障するため、私たちが早急に検討して実施する必要がある課題にはどのようなことが考えられるのだろうか。

本報告を執筆している時点（2020年6月中旬）では、前述した日本教育学会に加え、教育に関する研究者や子ども支援を行うNPO法人<sup>(3)</sup>、また日本通信教育学会の所属会員等によって、すでに数多くの提案・提言がなされている。本報告ではこうして先行する知見を踏まえ、報告者が研究を続けてきた通信制高校に関する知見を援用しながら、「広義の遠隔教育<sup>(4)</sup>」を用いた学習支援・教育課程履修システムの可能性について考えていきたい。

### 感染再拡大等による諸リスクに備えた「広義の遠隔教育」システムの整備

2020年6月中旬現在、緊急事態宣言が全国的に解除され、学校への登校が徐々に再開されつつある。分散登校の実施や間仕切り板による机間距離の確保、マスクやフェースシールド着用による授業実施等、教育現場では様々な感染防止策が実施されている。4～5月の休校期間における学習の遅れを取り戻すため、夏休みの短縮や学校行事の中止を決断した学校も全国的に多い<sup>(5)</sup>。しかし、これらの再編された年間教育計画は、学校への登校が可能との前提で成立するものである。今後、感染第2波の到来によって学校内で感染者が発生したり、再び緊急事態宣言が出されたりすれば、臨時休校等の措置は避けられないだろう。そうなれば、教育課程の実施状況には都道府県や自治体、学校単位で大きな差が生じ、それに伴う学習格差、学力格差が拡大する恐れが十分にある。また、卒業学年では必要な教育課程を修了することができず、入学試験や卒業等に影響する可能性も考えられる。

こうした感染再拡大等による諸リスクに備えるため、現行の学校再開ガイドラインに加えて、臨時休校時にも対応可能な、弾力的な教育システムの整備が急務であると考えられる。文部科学省は「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」（2020年6月5日）を通知し、今後の子どもたちへの学習保障の在り方を示した。そこでは特に、ICT端末を活用した家庭学習のための環境整備が強調されている。確かに、再び不要不急の外出自粛を求められる可能性もある現況において、各家庭のオン

ライン学習環境を等しく整備することは重要である。ただ同時に、ICT を活用した家庭間での学習状況の違い<sup>(6)</sup>や、それに基づく家庭間での子どもの学力格差の（更なる）拡大<sup>(7)</sup>など、学校の教育内容をオンラインでの家庭学習で補完する上での懸念も少なからず存在する。

また、中教審初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第9回)」(2020年6月11日)では、非常時に備え、新型コロナウイルス感染症が収束しておらず必要に応じて臨時休業等が行われる「WITH コロナ」の段階と、感染収束後の「ポストコロナ」の段階とを区分し、ICT を活用した各時期での教育対策が詳細に議論されている<sup>(8)</sup>。ここでは、主に教師と児童生徒が ICT を活用してつながることを重視されているが、想定されている ICT の整備には現実的にどの程度の期間が必要なのか（今年度内に実現可能なのか）、児童生徒は ICT を学習面で使いこなすことができるのか、また、その学習効果はどの程度なのか等についても、慎重かつ丁寧な検証が必要だろう。さらに、年間教育計画の再編や学校内における感染症対策等、通常業務に加えて大きな負担を強いられている学校教職員に対し、対面指導と ICT を活用した遠隔・オンライン教育との組み合わせによる新しい教育様式への転換を早急に求めることにも、慎重かつ丁寧な姿勢が必要である。

こうした状況下において、より実現可能性および汎用性の高い路線として考えたいのが、前述した提言でも一部言及されているように、既存の通信制高校のノウハウを用いた弾力的な学習支援・教育課程履修システムの整備である。戦後の日本社会において、通信制高校は「いつでも、どこでも、だれでも」の理念のもと、後期中等教育のセーフティネットとして、経済的な困難を抱える生徒や不登校・高校中退経験を持つ生徒等の多様なニーズに対応してきた<sup>(9)</sup>。その教育は添削指導（レポート）、面接指導（スクーリング）、そして試験（テスト）によって行われ、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことが可能である（高等学校通信教育規程第二条）。レポートの郵送時には第四種郵便（100gあたり15円）が適用され、たとえ経済的・時空間的な制約があったとしても、ICT が整備されていない状況であったとしても、教員と生徒による双方向でのコミュニケーションを通じた教育課程の履修（単位認定）を、長きにわたって実現してきた。

ここで文部科学省「通信教育における第四種郵便の必要性等について」（2017年1月31日）によれば、レポートの添削指導は、紙媒体での郵送によるものが圧倒的主流であり、パソコン等の ICT を活用する学校は一部にとどまっている（調査対象の広域通信制高校105校のうち20校、うち多くが紙媒体との併用）。その理由として、生徒側の学習状況や経済的背景、学校側の ICT 環境の開発・維持管理費用等といった課題が挙げられている。さらに、同資料には「今後、ICT の普及や環境整備の進展に伴い、インターネット等を活用した添削指導を新たに導入する学校が増加するとしても、紙媒体等の郵送による添削指導に取って代わるような状況にはならないものと考えられる」（p.4）と明記してあることにも十分留意したい。これはあくまで通信制高校での添削指導のケースではあるが、ICT 活用に

よる教育環境を整備する上で生じうる逆説的帰結の一例であり、現行の教育政策を推進する上で決して無視することのできない重要な論点だと考えられる。こうした様々な条件を総合的に考慮した上で、通信制高校では今なお紙媒体でのレポートの郵送が広く採用されている。

このように、通信制高校の現況を踏まえた上でその諸制度を特例として期間限定的に適用し、必要に応じて ICT を活用した教育と適宜組み合わせることで、感染再拡大等による諸リスクに対し、できる限り教育課程を円滑に実施できる学習環境を整備することはできないだろうか。例えば、家庭学習やそれに代替すると考えられる学校外教育施設等での学習の状況を、郵送や FAX（オフライン）もしくは ICT 活用（オンライン）での提出によるレポートや課題等の添削によって確認し、段階的に外出自粛要請が緩和されたのち、分散登校でのスクーリングとテストによって児童生徒の学習到達度を測る、といった方法である。感染再拡大による諸リスクに備えるためにも、様々な理由で ICT を活用できない家庭や児童生徒のためにも、ICT の新規整備だけでなく郵送等の既存の制度を同時に活用し、学習空間（学校内／学校外）と学習方法（オンライン／オフライン）とを柔軟に組み合わせた、「広義の遠隔教育」による弾力的かつ多元的な学習環境を早急に整備することが肝要だと考える。

### 「学校に行かない／行けない」子どもたちへの教育保障

こうした「広義の遠隔教育」を用いた弾力的かつ多元的な制度設計は、感染再拡大等による諸リスクに加え、夏季の授業期間における熱中症リスク、夏休み短縮や学校行事の中止による身体的・精神的疲労の蓄積、学校再開による登校へのプレッシャーやストレス、家庭における児童虐待や DV 被害等、今後考えられうる児童生徒の学校生活上の諸リスクを分散する観点からも、重要な意義を持つ可能性がある。学校再開によって徐々に学校に登校できる状態が戻りつつある一方で、長期間の休校による生活リズムの乱れや不安傾向（不眠や寝坊、食欲不振等）によって、学校に行くことがつらいと感じる児童生徒もいることだろう<sup>(10)</sup>。

2019年10月の文部科学省通知では、義務教育段階の不登校支援において、必ずしも「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要性が示されている<sup>(11)</sup>。その際、ICT を活用した学習支援や、フリースクールなどの民間施設や NPO 等と相互に協力・補完することの意義は大きいとされる。さらに、自宅（家庭）での ICT 等を活用した学習や、要件を満たす学校外の教育施設での学習は、学校長が認めれば指導要録上出席扱いとすることができる<sup>(12)</sup>。これらの制度を広く周知し、さらには、義務教育段階に加えて高校段階にも可能な

限り特例的に適用することが必要ではないだろうか。こうして様々な事由により「学校に行かない／行けない」子どもたちへの教育保障といった観点からも、「広義の遠隔教育」を用いた弾力的な教育制度を整備し、学校内外での学習機会を広く保障することが必要である<sup>(13)</sup>。

## 本報告のまとめと限界

前述した文部科学省の総合対策パッケージでは、「あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す」ことが、中教審初等中等教育分科会配布資料では「多様な子供たちが誰一人取り残されることなく社会とつながる個別最適化された協働的・探究的な学びを実現」することが目標として掲げられている。それならば、感染再拡大等による諸リスクがある現況において、現行の政策で推進されている ICT 整備だけに焦点化することなく、第四種郵便の特例的適用等をも含めた「広義の遠隔教育」による学習支援および教育課程履修システムを検討し、「学校への登校」のみに限定されない多角的な学習環境を早急に整備する必要があるだろう<sup>(14)</sup>。その際、例えばレポートや課題等の作成・添削および事務処理等にかかわる教職員の追加的配置、NPO 法人やフリースクール、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との円滑な連携・協働といった課題についても、同時に検討していく必要がある。

最後に、本報告の限界を述べておきたい。本報告は新型コロナウイルス感染再拡大等による諸リスクに備えるための教育保障という観点から、通信制高校の現況や制度を確認しつつ、「広義の遠隔教育」システム整備の必要性について述べてきた。これは現在進められている ICT 活用による教育政策の方針を一方向的に批判するためのものではなく、政策を実施する上で慎重に検討する必要がある論点の整理を試みたものである。また、本報告の内容はアカデミック（研究的）な意味で不十分な点も多く、今後はこれまで整理してきた数々の論点について、実証的なデータを用いて丁寧に検証を行っていくことも必要だろう。

この非常事態下では、議論すべき課題の順序や優先度を見誤ることなく、長期的な目標・理想と目の現実とを区分し、教育現場では現在何が喫緊の課題であるのかを慎重に見定め、より実現可能性と汎用性の高い政策を早急に実施することが求められている。

内田 康弘（愛知学院大学）

---

(1) 日本教育学会（2020.5.22）「9月入学・始業制」問題検討特別委員会提言『9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを——より質の高い教育を目指す改革へ——』より。

(2) 荻谷剛彦 [代表]（2020.6.4）「9月入学導入に対する教育・保育における社会的影響に

---

関する報告書〔改訂版〕（確定）〕より。

(3) 朝日新聞デジタル（2020.5.27）「9月入学は「不要不急」 署名活動続ける学者らが会見」(<https://www.asahi.com/articles/ASN5W3CTVN5VUTIL03G.html>)。

(4) 文部科学省「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月14日）では、遠隔教育の定義について「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」と示されており

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323_1_1.pdf))、現在、文部科学省で進められている遠隔教育の推進に関する議論も、この定義に基づくものである。しかし遠隔教育は、ICTの活用による同時双方向のものだけでなく、離れた場所から行われる教育全般を示す包括的な概念であり、例えば郵送や放送を利用した通信教育等を含むものである。本報告ではこうした背景を鑑み、文部科学省指針で使用されている狭義のものとは区別する形で「広義の遠隔教育」を用いる。

(5) NHK WEB（2020.6.2）「夏休み短縮や学校行事の中止相次ぐ 実施へ工夫も 新型コロナ」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200602/k10012455841000.html>)より。

(6) NHK WEB（2020.5.23）「生活困窮世帯 約3割の子ども“オンライン学習支援受けられず”」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200523/k10012442431000.html>)より。

(7) 例えば、親に大卒学歴が多いほど子どものメディア消費時間（テレビ視聴とゲーム時間の合算）は短い傾向にあるとの研究結果がある（松岡亮二，2019，『教育格差：階層・地域・学歴』筑摩書房，pp.131-132）。この知見を援用すれば、仮にICT環境を等しく整備しても、家庭学習ではなくメディア消費に利用してしまう子どもが一定程度存在するかもしれず、そうした傾向は親学歴の違いによって顕著に表れる可能性が考えられる。ICT活用によるオンラインでの家庭学習が教育政策として推奨されるのであれば、今後は同時に、それによる「意図せざる」学習格差や学力格差に関する実証的検討や対策も必要になるだろう。

(8) 初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室「新型コロナウイルス感染症を踏まえた、初等中等教育におけるこれからの遠隔・オンライン教育等の在り方について（検討用資料）」（2020年6月11日）

([https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/content/20200611-mext\\_syoto02-000007826\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/content/20200611-mext_syoto02-000007826_4.pdf))より。

(9) 例えば、手島純〔編著〕（2018）『増補版 通信制高校のすべて：「いつでも、どこでも、だれでも」の教育』（彩流社）等を参照のこと。

(10) 東京新聞 WEB（2020.6.4）「休校明け「学校つらい」に理解を 「コロナいじめ」の懸念も」(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/33286>)より。

(11) 文部科学省「「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm))より。

(12) 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）（別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、（別記2）不登校児童生徒が自宅におい

---

て I C T等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて ([https://www.mext.go.jp/content/1422155\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)) より。

(13) 一例として、認定 NPO 法人カタリバは、オンライン上で子どもたちが自由に交流できる居場所やストレスケアの機会を提供している (<https://katariba.online/>)。今後学校が、このような NPO 法人や民間教育機関による、ICT を活用した学習支援および居場所支援の取り組みとの連携・協働を強化することも、重要な検討事項だと考えられる。

(14) 例えば公立通信制高校のノウハウを生かした学校間連携等に関する具体的な提言については、第 4 回「通信制高校の方法を参照するということ」(井上恭宏)を参照のこと。